

庁 議

日時： 8月 6日 (火) PM2:00 <庁議室>



【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| 1. 平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率等の公表について | 総務部長 |
| 2. 太田市尾島体育館建設工事請負契約締結について | 文化スポーツ部長 |
| 3. 市道路線の廃止について | 都市政策部長 |
| 4. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 教育部長 |

【連絡事項】

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 太田市自分ごと化会議の開催について | 企画部長 |
| 2. 公害防止協定に基づく足尾山元調査結果報告について | 産業環境部長 |

【その他】



◆ 次回庁議予定 ◆ 8月20日 (火) PM1:30~<庁議室> 案件名報告：8月 7日 (水)PM5:00
資料提出：8月13日 (火)PM5:00

健全化判断比率等について

1. 財政健全化法の趣旨

自治体財政の健全化の状況を示す比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、さらに公営企業の資金不足比率を定めるとともに、早期改善を目指す“黄色信号”としての「早期健全化基準」と、“赤信号”としての「財政再生基準」を設け、自治体による自主的な改善努力を促進する。

2. 具体的な基準

比 率	早期健全化基準	財政再生基準	
①実質赤字比率	0% ←.....→ ※11.34%	←====→ 20.00%	財 政 悪 化
②連結実質赤字比率	0% ←.....→ ※16.34%	←====→ 30.00%	
③実質公債費比率	0% ←.....→ 25.0%	←====→ 35.0%	
④将来負担比率	0% ←.....→ 350.0%	←====→	
資金不足比率	0% ←.....→ 20.0%	←====→	
	←.....→ 通常団体	←====→ 財政健全化団体	← - - - - -> 財政再生団体

※①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各自治体の標準財政規模に応じて定められるものであり、この基準値は太田市に適用される値です。

なお、②連結実質赤字比率の財政再生基準は、H23 決算以降は 30%となっています。

- ・ **財政健全化団体**：財政健全化計画の策定及び議会の議決、外部監査の義務付け、知事等による必要な勧告措置あり
- ・ **財政再生団体**：財政再生計画の策定及び議会の議決、外部監査の義務付け、地方債の起債制限、総務大臣による必要な勧告措置あり

3. 比率等の概要

①実質赤字比率

一般会計等における実質的な歳入不足額（赤字額）の標準財政規模に対する割合

＊標準財政規模：一般財源の標準的な規模を示す。太田市 H30＝45,358,273 千円

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計における実質的な歳入不足額の標準財政規模に対する割合

③実質公債費比率

一般会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等における 1 年当たりの元利償還金等の標準財政規模に対する割合（3 ヶ年平均）

④将来負担比率

一般会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、土地開発公社等における負債のうち一般会計等で負担することが見込まれる額の標準財政規模に対する割合

資金不足比率

各公営企業会計の流動負債等から流動資産等を差し引いた額の各事業規模に対する割合

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の廃止について

【 目 的 】

公共性の乏しい市道路線の利活用及び想定される市街地再開発事業に伴う市道路線の廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

- 1 廃止路線 太田浜町221号線及び太田浜町222号線 総延長 304m
- 2 その他 道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、令和元年9月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
○公開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 0276-20-7080

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年7月24日	140,249円	10割	令和元年6月10日、尾島庁舎の駐車場において、職員が公用車を後退させて駐車しようとしたところ、後方右側に駐車されていた乗用車の左側フロントバンパに当該公用車の右後方部分が接触したことにより、当該乗用車が損傷し、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。
- 3 損害賠償の支払い 損保ジャパン日本興亜株式会社 一般自動車保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年8月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 ダイヤル 0276-20-7080

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200



【 表 題 】

太田市自分ごと化会議の開催について

【 目 的 】

市民が行政課題を「自分ごと」として捉え、行動するきっかけとなることを目指し、住民基本台帳から無作為に抽出した市民を委員として、特定の行政課題について議論する協議会を開催するものです。

【 概 要 】

- 1. 無作為抽出 抽出数：1,300人（15歳以上80歳未満の太田市民）
申込数：33人（最年少：16歳、最高齢：78歳、平均年齢：54.1歳）

- 2. 協議テーマ 行政情報のあり方

3. 日 程	第1回	令和元年8月17日（土）	13時30分～17時
	第2回	令和元年8月31日（土）	13時30分～16時30分
	第3回	令和元年10月12日（土）	13時30分～16時30分
	第4回	令和元年11月10日（日）	13時30分～17時

- 4. 会 場 太田市役所本庁舎 3階 大会議室 他

- 5. 参 加 者
 - ・ 市民委員
 - ・ コーディネーター（外部委託）
 - ・ 広報課職員
 - ・ 無作為抽出手法により公募した係長代理以下の市正規職員

- 6. 協 力 一般社団法人 構想日本

- 7. 成 果 議論した内容は報告書にまとめ市長に提出し、行政運営の一助にするとともに、マネジメント推進員を対象とした理解度アップ研修資料として活用します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892 タイムイン

